

報告第4号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月4日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

| 専決年月日 | 損害賠償の額 | 損害賠償の相手方 | 事件の概要 | 和解事項 |
|---------------|---------|--|--|---|
| 令和3年 4月15日 | 70,000円 | ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■■■■■■ | 令和3年3月11日に交付した住民票の写しに不備があり、相手方は同月15日の原動機付自転車免許の試験を受けることができなかったため、同月24日に試験を受けることになったもの。 | (1) 本市は、相手方に対し左記事件に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 |